

意見書

令和2年2月25日

最高裁判所 御中

住所 北海道札幌市中央区北9条西21丁目2-1-604

所属 合同会社くまさん 代表社員

署名 [熊谷克則]

私は合同会社くまさんを経営しているエンジニアです。現在54歳で、プログラミングというものを始めてからは37年ほど、ウェブサイトでの情報提供を始めてからは25年ほどになります。現在の会社では代表社員として営業活動の他、御客様や自社のウェブサイトの管理運用や情報システム・情報セキュリティに関するコンサルティングを行っております。

私自身は Coinhive を使ったことはないのですが、報道で一連の事件を知り、自分の行動とは無関係ではないと考え、意見を申し上げます。

私が運営しているブログサイトではアドブロッカーを使ったアクセスに関して、JavaScript を用いたブログの内容を表示しないという仕組みを導入し、広告を必ず閲覧させるようにしています。

Coinhive 事件に関して、東京高裁では次のような判示がなされました。

「一般的に、ウェブサイト閲覧者は、ウェブサイトを閲覧する際に、閲覧のために必要なプログラムを実行することは承認していると考えられるが、本件プログラムコードで実施されるマイニングは、ウェブサイトの閲覧のために必要なものではなく、このような観点から反意図性を否定できる事案ではない。」(10頁)

すなわち、ウェブサイトに設置する JavaScript について、それが「ウェブサイトの閲覧のため必要なプログラム」でなければ反意図性が肯定されるという判示です。これを私が運営しているブログサイトに当てはめると、広告表示を阻害するアドブロッカーを導入したウェブブラウザでの閲覧を拒絶する JavaScript は「ユーザーがブログサイトを閲覧するための必要なプログラム」ではないため、反意図性が認定されかねません。しかしながら、ブログサイトでの情報提供を安定して継続的に行うためには広告による収益が不可欠です。持続的な情報提供は、最終的にはユーザーに利益を与えるものと考えます。

「不正指令電磁的記録が、電子計算機の破壊や情報の窃用を伴うプログラムに限定されると解すべき理由はないし、本件は意図に反し電子計算機の機能が使用されるプログラムであることが主な問題であるから、消費電力や処理速度の低下等が、使用者の気づかない程度のものであったとしても、反意図性や不正性を左右するものではない。」(13頁)

すなわちユーザーのコンピュータのリソース消費が極めて僅かであったとしても不正性は否定されず、私が運営しているブログサイトに設置している、広告表示を拒絶するアクセスに対してブログの内容を表示しないプログラムは「不正指令電磁的記録」と評価されかねません。このように曖昧な基準による処罰が横行してしまうと、私自身も情報提供に関して消極的にならざるを得ず、大変な萎縮効果があります。それは、突き詰めるとユーザーの不利益になると考えます。

「被告人は、本件プログラムコードの不正指令電磁的記録該当性を基礎づける事実を実質的に認識するなどしていたのであるから、故意や目的が認められることは明らかである」(15頁)

すなわち、私が運営しているブログサイトに設置している、広告表示を拒絶するアクセスに対してブログの内容を表示しないプログラムは広告を閲覧させるために故意に設置しており、また「人の電子計算機における実行の用に供する目的があった」(14頁)も認識していることから、犯罪としての成立要件を満たしている可能性が出てきます。その場合には、このプログラムの設置を停止せざるを得ず、収益を得る手段を阻害されることにより、新しい情報を提供するためのブログサイトの運営を継続することが困難になり、最終的にはユーザーの不利益になると考えます。

被告人であるモロさんが設置したものは、ユーザーのコンピュータに侵入する真のコンピュータウイルスなどではなく、JavaScriptでマイニングを行い、ユーザーから不評の声が聞かれる広告表示に変わる収益手段として、ブログサイトを運営する側からすると運営費用の観点から評価されるべきアイディアであると考えます。サイトにアクセスしてきたユーザーに意図させずにサイト運営者の利益を生み出させる仕組みと考えると悪い印象がありますが、氾濫するインターネット広告と本質的には変わらない

仕組みなど、ユーザーが意図しない広告の表示やクリックを招かないという意味では非常に有用なものであると考えます。モロさんのようなひらめきや創意工夫はブログサイトを運営する者へのモチベーションをアップさせ、それが新たに有用な情報提供に繋がるという事、それにより利益を得るユーザーが出るという好循環を生み出し、社会全体の発展に寄与するものと信じています。

被告人であるモロさんには無罪判決を出して頂きたく思うと同時に、三権分立の観点から立法府へは不正指令電磁的記録保管罪を罪刑法定主義の視点から改善するよう、行政府へは同法の恣意的な運用を行わないよう指摘頂きたく、意見を申し上げます。